



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課（室）名
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正		漁 政 課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生		漁 業 振 興 課
・令和2年度第1回地方臨時種畜検査の実施		畜 産 課
・保安林の指定		林 政 課
・保安林の指定施業要件の変更		〃
・道路の区域変更（5件）		道 路 維 持 課
・道路の供用開始		〃
◎ 公 告		
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧		漁 業 振 興 課
◎ 教育委員会告示		
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正		総 務 課
◎ 正 誤		
○令和2年3月27日付け長崎県公報第10909号中		こども家庭課

告 示

長崎県告示第396号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 漁政課関係						別表（第2条関係） 漁政課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県離島漁業再生支援交付金等	離島地域における漁業活動及び特定有人国境離島地域における	次に掲げる事業に要する経費 (1) 離島漁業再生事業 略 (2) 離島漁業新規就業者特別	略		1	長崎県離島漁業再生支援交付金等	離島地域における漁業活動及び特定有人国境離島地域における	次に掲げる事業に要する経費 (1) 離島漁業再生支援交付金事業 略 (2) 離島漁業新規就業者特別	略	

		水産物等 地域資源 を活用し た漁業集 落の雇用 創出活動 を支援し、 離島地域 の漁業の 再生並び に、特定 有人国境 離島地域 の雇用機 会の拡充 による漁 業集落の 維持及び 発展を図 る。	対策事業 略 (3) 略						
2 略									
3	地域を担う漁協機能強化支援事業費補助金	漁協の機能強化を図り強い漁業経営体をつくるため、漁協指導事業の強化、経営不振漁協の財務改善、組織再編等による経営基盤強化の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費						
3	地域を担う漁協機能強化支援事業費補助金	漁協の機能強化を図り強い漁業経営体をつくるため、漁協指導事業の強化、経営不振漁協の財務改善、組織再編等による経営基盤強化の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費						
						(1) 漁協機能強化支援事業 漁協間の事業連携、組織再編等による機能強化を推進するために必要な調査分析、企画検討の専門家への業務委託、漁協機能強化計画の策定及び実践活動その他漁協機能強化検討会の活動に要する経費	(1) 2分の1以内	(1) 市町(漁協機能検討会が事業実施主体となる場合は、補助対象経費の2分の1以上を補助する市町)	
						(2) 指導事業強化支援事業 指導・経済事業の強化を図るために指導事業専任職員が行う組合員に対する研	(2) 2分の1以内	(2) 事業実施主体に対し補助対象経費	

			(5) 略	(5) 略	(5) 略
4 略					
水産経営課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者	
1及び2 略					
3	次代を担う漁業後継者育成事業費補助金	漁業就業者の確保及び各地域の実情に沿った漁業への新規就業者の定着の促進を図る。 次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 受け皿づくり推進事業 新規漁業就業者の受入体制の整備及び漁業伝習所（支所）の設置、運営等に要する経費 (3)～(4) 略	略 2分の1以内	略 市町 長崎県 漁業協同組合 連合会 長崎県 旋網漁業協同組合 一般社団法人 長崎県 以西底 曳網漁業協会 漁業体 験実践 団体等 略	
4	定置網漁業育成強化事業費補助金	定置網経営体が行う大型台風や急潮等の気象変化に対応した漁具の改良、漁ろう機器の向上等に対する支援を通して、関係機関と連携しながらモデル実証・経営モデルを確立することで漁具の改良、漁ろう機器の向上等を推進し、定	(1) 2分の1以内	(1) 定置網漁業経営体	

			(6) 略	(6) 略	(6) 略
4 略					
水産経営課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者	
1及び2 略					
3	次代を担う漁業後継者育成事業費補助金	漁業就業者の確保及び各地域の実情に沿った漁業への新規就業者の定着の促進を図る。 次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 受け皿づくり推進事業 新規漁業就業者の受入体制の整備及び漁業伝習所（支所）の設置、運営等に要する経費 (3)～(4) 略	略 2分の1以内	略 市町 長崎県 漁業協同組合 連合会 長崎県 旋網漁業協同組合 一般社団法人 長崎県 以西底 曳網漁業協会 略	
4	雇用型漁業育成支援事業費補助金	漁村地域の重要な雇用の場となっている定置網漁業及び中小型まき網漁業について、生産設備の導入又は改善及び加工、流通、観光等に一体的に取り組む優良な経営モデルづくりを支援する。 次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域ビジネスモデル構築推進・普及事業 新たなビジネスモデルの確立のために漁業経営体、漁業協同組合、地方公共団体並びに加工、流通及び観光の事業者等で組織する会議（以下「地域雇用型漁業ビジネスモデル構築推進・普及会議」という。）が行うモデル計画の策定、実践及び検証に係る指導並びに	(1) 3分の2以内	(1) 地域雇用型漁業ビジネスモデル構築・普及会議 市町	

	置網経営 体の経営 改善を 図る。		(2) 気象対応型 漁ろう機器機 能向上支援事 業 台風襲来前 後等の迅速な 網揚げや再設 置等に必要と なる漁ろう機 器等の導入等 に要する経費	(2) 3 分の 1以 内	(2) 定 置網 漁業 経営 体		モデルの普及 に要する経費 又は市町が当 該事業に補助 する場合にお ける当該補助 に要する経費	(2) 2 分の 1以 内	(2) 地 域雇 用型 漁業 ビジ ネス モデ ル構 築・ 普及 会議 によ り指 定さ れた 定置 網及 び中 小型 まき 網漁 業経 営体 市町	
5～13 略						5～13 略				

水産加工流通課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 略				

水産加工流通課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 略				
2 海外ア ンテナ シヨッ プ等補 助金	本県水産 物の輸出 促進を図 る。	補助対象者によ る海外アンテナ シヨップ等の常 設に要する経費	2分の 1以内 又は4 分の1 以内	長崎魚 市株式 会社 佐世保 魚市場 株式会 社
3 売れる 水産商 品開発 ・販路 拡大事 業費補 助金	県産水産 物の販路 拡大につ ながる消 費者ニー ズを的確 に捉えた 売れる商 品づくり 及び大量	次に掲げる事業 に要する経費 (1)～(3) 略	略	(1)及び (2)ア 略 (2)イ及 び(5) 略 (3) 略 (4) 漁

2 売れる 水産商 品開発 ・販路 拡大事 業費補 助金	県産水産 物の販路 拡大につ ながる消 費者ニー ズを的確 に捉えた 売れる商 品づくり 及び大量	次に掲げる事業 に要する経費 (1)～(3) 略	略	(1)及び (2)ア 略 (2)イ及 び(5) 略 (3) 略 (4) 水
--	--	--------------------------------	---	--

	<p>漁獲物の加工利用等を推進する。</p>	<p>流通促進事業 大量に漁獲される水産物の加工利用推進のための保管、加工及び販売に要する経費</p>		<p>産業協同組合法に定める漁業協同組合連合会</p>		<p>者と加工業者の連携体制の推進による安定供給に対応した生産体制づくり等への取組を支援する。</p>	<p>制構築支援事業 漁業者、水産加工業者等の連携体制の構築に必要な保管設備、加工機器等の整備に要する経費</p>	<p>業者の所得向上や水産加工業における収益向上を指して加工連携体制を構築した者（生産者、水産業協同組合法に定める漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び水産加工・流通業者のうち、加工業者を含む2者以上で連携体制を構築すること。）</p>
--	------------------------	--	--	-----------------------------	--	---	--	---

(5) 略	(5) 略
3～7 略	4～8 略

長崎県告示第397号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

加入区
石田町加入区

長崎県告示第398号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和2年度第1回地方臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

検査月日	場 所	
	市 町	位 置
6月16日	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第399号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
五島市奥浦町1586・1592・1598の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、903、904、1543、1544、1545の1、1548から1551まで、1552の1、1552の2、1553、1556、1562から1565まで、1571から1573まで、1587、1588、1593、1594、1595の1、1595の2、1596の2、1601、1603のイ、1603のロ、1604
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次の掲げる告示で定めるところによる。
 昭和53年10月2日農林省告示第298号（5に係るものに限る。）、平成7年2月7日長崎県告示第109号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 北野千々石線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市小浜町富津字魚道4201番1地先から 雲仙市小浜町富津字魚道4192番1地先まで	前	5.7~7.4	14.3	
	後	12.9~17.8	14.3	

長崎県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 北野千々石線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市小浜町富津字魚道4178番1地先から 雲仙市小浜町富津字殿川平4167番1地先まで	前	5.8~18.3	73.2	
	後	17.4~37.4	73.2	

長崎県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市早岐三丁目1039番1地先から 佐世保市早岐三丁目1036番2地先まで	前	34.3~104.6	19.7	
	後	34.3~168.8	19.7	

長崎県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 204号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
北松浦郡佐々町口石免1522番18地先から 北松浦郡佐々町口石免1501番1地先まで	前	9.7~30.4	93.7	
	後	11.6~43.3	93.7	

長崎県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市富江町黒瀬字登立273番1地先から 五島市富江町黒瀬字小田1番8地先まで	前	5.7~20.3	216.5	
	後	9.9~29.8	216.5	

長崎県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 384号	五島市富江町黒瀬字小田1番7地先から 五島市富江町黒瀬字小田1番7地先まで	令和2年5月26日

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年5月26日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南島原市口之津町丁248番地2

松原 章義

長崎県南島原市口之津町甲2133番地

植木 一夫

(2) 加入区

口之津町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

島原半島南部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県南島原市口之津町甲803番地43

島原半島南部漁業協同組合

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第3号

口頭による開示請求を行うことができる個人情報（平成14年長崎県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月26日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号） <u>第24条第1項</u> の規定により、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を次のとおり定めたので、公表する。	長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号） <u>第22条第1項</u> の規定により、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を次のとおり定めたので、公表する。

正 誤

令和2年3月27日付け長崎県公報第10909号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
496	46	258,101円から348,100円から	258,101円から348,100円まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥